

一般社団法人 日本性感染症学会 功労会員推薦内規

1. 定款第 5 条に規定する功労会員は、原則として次の資格を具えるものでなければならない。
 - ① 年齢満 70 歳以上の正会員であること。
 - ② 次の各号のいずれかを具えていること。
 - 1) 本学会に関連する領域において顕著な業績をあげ、学会の発展に貢献したこと。
 - 2) 理事、監事または学術大会長として、本学会の運営に貢献したこと。
2. 功労会員の推薦は、以下のいずれかとする。
 - ① 2 名以上の理事・監事・代議員の連名による理事長あての推薦届を理事会で承認したとき。
 - ② 理事会で、第 1 項該当者を推薦したとき。
3. 理事会は、前項により推薦された候補者について審議し、功労会員の推薦を決定する。理事長は、本人に通知して推戴し、その結果を直近の社員総会で報告する。
4. 功労会員は、会費を納入することを要しない。
5. 功労会員は、学会誌の配布を受け、研究業績を学術大会および学会誌に発表することができる。
6. この功労会員推薦内規は理事会の承認を経て変更することができる。

附則

1. 功労会員は、社員総会に出席し、議長の承認を得て意見を述べることができる。ただし、議決に加わることはできない。
2. この内規は、2016（平成 28）年 1 月 21 日より施行する。

改定

2018(平成 30)年 11 月 24 日

2019(令和 1)年 12 月 1 日